

[事案 2020-362] 入院給付金支払請求

・令和3年7月30日 裁定終了

<事案の概要>

入院日数が支払限度に達したことを理由に、入院給付金の一部が不支払となったことを不服として、入院全期間に対する給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年1月から10月の間に、右一側性原発性膝関節症、右変形性膝関節症、左一側性形成不全性股関節症、左変形性股関節症等の傷病名で4回入院したため、平成23年8月および平成28年3月に契約した医療保険(いずれも入院給付金の支払限度は120日型)にもとづき、給付金を請求したところ、手術給付金は支払われたものの、入院給付金については、最初の入院から通算して120日目までしか支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院全期間について、入院給付金を支払ってほしい。

(1)2回以上の入院の場合、入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から、その日を含めて120日を経過して開始した入院でなければ、1回の入院とみなされるということを契約前に口頭で説明されていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)保険契約の附合契約性から、請求は認められない。
- (2)新たな入院とされる範囲は保険契約の重要事項ではなく、説明義務の対象外であるため、口頭で説明していなくとも募集人に説明義務違反はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。